

2013年4月15日
東京大学大学院工学系研究科
原子力専攻

原子力事業者防災業務計画の修正について

1. はじめに

原子力災害対策特別措置法及び関係省令等が改正され、新たに取り組むべき事項が提示されました。これらを踏まえ、原子力事業者防災業務計画の修正を行いました。

2. 計画の修正内容の要旨

- (1) 原子力防災体制の整備
専攻における緊急作業団の役割に関する記載の追記及び見直しを実施した。
- (2) 原子力防災教育の実施
防災教育についての評価・改善について追記した。
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備
安全対策関連資機材の点検頻度・記録・保管場所について追記した。
- (4) 原子力防災訓練の実施
原子力防災専門官からの指導・助言、防災訓練実施後の評価、原子力規制委員会への報告及び要旨公表について追記した。
- (5) 通報、報告等の実施
廃止措置計画中であること、事業所外運搬事の対応、通報・報告先の修正、通報及び報告を行った場合の記録の保存について追記した。
- (6) 応急措置の実施
報告先を修正し、原子力規制委員会からの命令への対応を追記した。
- (7) 緊急事態応急対策等の実施
原子力災害合同対策規協議会における情報の周知及び要請対応、原子力資機材の不足の際の他事業者への協力要請を追記した。
- (8) 緊急事態解除宣言後の措置
新たに緊急事態解除宣言後の措置として、復旧計画の策定・報告について記述した。
- (9) その他
所要の見直しを行った。

3. 計画の修正日

2013年3月18日